

水道の基本料金を1年間減免します

東栄町では物価高騰に対する町民及び事業者の皆様への支援として、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、水道の基本料金の減免を実施しています。このたび、引き続きの支援としまして、減免期間を延長し、水道の基本料金を1年間減免します。

減免対象者

東栄町の水道を利用している世帯及び事業者（官公署の施設を除く）

減免する期間

令和8年4月から令和9年3月ご請求分（令和8年3月から令和9年2月使用分）

実施方法

対象期間の水道料金から基本料金を差引いて請求しますので、検針票をご確認ください。なお、減免の手続きは不要です。

今回の減免は、検針票に記載されている「対象月」が、「令和8年3月」から「令和9年2月」までの分が対象となります。

<対象月>	令和8年2月	令和8年3月	～	令和9年2月	令和9年3月	
		← 今回減免期間 →				
<ご請求月>	3月	4月	～	3月	4月	

一般家庭の減免額（1か月分）※メーター口径により減免額が異なります。

例：口径13mmの場合 1,452 円 口径20mmの場合 1,507 円

●お問い合わせ先●

東 栄 町 生活環境課 上下水道係
電 話 0536-76-0504
受付時間 8:30～17:15
(土日祝日・12月29日～1月3日を除く)